

落札者決定基準

1. 概要

令和８年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る落札者の決定については、本資料によるものとする。

2. 落札者の決定方法

次の(1)及び(2)の要件を全て満たしている者のうち、３の総合評価点の算出方法に基づき算出された総合評価点の最も高い者を落札者とする。

なお、最も高い総合評価点を得た者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格を全て満たしていること。
- (2) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

3. 総合評価点の算出方法

総合評価点は、入札者の技術的要件に係る得点（以下「技術点」という。）と、入札者の入札価格に係る得点（以下「価格点」という。）の合計で算出する。

総合評価点	=	技術点	+	価格点
-------	---	-----	---	-----

(1) 得点配分

技術点と価格点は次のとおりとする。

技術点	1,500 点
価格点	500 点

(2) 技術点の算出

ア 技術点は、「評価項目表」に掲げる各項目について、附属機関の設置等に関する条例に基づいて設置する和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る和歌山県役務提供総合評価審査委員会の各委員により評価を行う。

イ 技術点は基礎点と加算点に区分する。

ウ 必須項目の審査（基礎点）

評価項目表中の「必須項目」については、要求水準を満たした場合、基礎点を与える。また、「必須項目」については、県が企画提案書に求める最低限の要求水準であることから、１項目でも過半数の委員が最低限の要求水準を満たしていないと評価した場合、総合評価点は与えない。

エ 必須項目以外の審査（加算点）

各委員による５段階評価とし、以下の式に基づき算出する。

評価	評価内容
5	特に優れている
4	優れている
3	やや優れている
2	やや劣っている
1	劣っている

$$\left[\frac{\text{各委員の評価（１～５点）の合計}}{5 \text{ 点} \times \text{委員数}} \right] \times \text{各項目の配点}$$

※項目ごとに算出し、算出の際は小数点以下第２位を四捨五入する。

※記載又は提案がない項目は０点とする。

オ 評価項目(2)-(イ)、(3)-(イ)、(11)-(ウ)、(12)-(イ)、(13)-(ウ)、(14)-(イ)、(19)の審査

評価項目表に記載の方法で算出する。

$$\left[\frac{\text{各委員の評価の合計}}{\text{委員数}} \right]$$

※項目ごとに算出し、算出の際は小数点以下第２位を四捨五入する。

(3) 価格点の算出

価格点は、入札価格が予定価格の範囲内である場合に、以下の式に基づき算出する。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配点(500点)} \times \left[1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right]$$

※予定価格は消費税及び地方消費税の額を除く額とする。

※算出の際は小数点以下第２位を四捨五入する。